

寒川町生活援助員養成研修会を開催します

寒川町は高齢者が自分の家で、自立した生活を送ることをお手伝いするための支援をしてくださる方を募集します。



どんなことをするの？

寒川町シルバー人材センターの会員となっただき、寒川町生活援助員が支援の必要な方の家に訪問し、その人が日常的に行う家事等を支援します。

そのためには、この研修を受けていただき、はじめに生活援助員として登録をしていただきます。



どのような制度なの？

この事業は令和3年6月1日からの開始を予定しています。

「寒川町介護予防訪問型サービスA」という名称にて行われる、介護サービスのひとつです。

「寒川町生活援助員」とは？

この訪問型サービスAに従事するために、町が定めた一定の研修を修了した人です。

専門の資格というわけではありませんが、介護保険やサービスについてのカリキュラムを学習していただきます。

※詳しい内容や不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせをお願いいたします。

	日時	内容	定員
日程	令和3年5月14日(金) 9:30~16:30	寒川町生活援助員養成研修会 ~サービスの基本について~	先着 12人

対 象

寒川町生活援助員として登録を希望し、次の条件を全て満たすもの。

1. 寒川町シルバー人材センターで訪問型サービスAの従事者としての勤務を希望する者であること
2. 寒川町に在住、在勤、在学する満18歳以上の者であること
3. 要介護認定又は要支援認定を受けていない者であること
4. 事業対象者としての確認を受けていない者であること
5. その他、寒川町生活援助員として適当でないと認められる者でないこと

*講座受講の際には、マスクの着用、手指の消毒、検温のご協力をお願いいたします。

会 場

寒川町役場 東分庁舎 2階会議室

(1) 申込方法

令和3年4月1日(木)から

必要書類を寒川町高齢介護課あてに提出。

○必要書類

- ・寒川町生活援助員登録申請書
- ・登録者本人の顔写真(サイズ:縦30mm×横25mm)

※背景は無地、上半身正面脱帽で撮影したもの。

後日、登録通知とともに返却します。

(2) 申込受付期間

令和3年5月7日(金)まで

申込み・お問い合わせ先 寒川町 福祉部 高齢介護課 介護保険担当

電話:0467-74-1111(内線)135